

鳥取縣公報

縣令

第 壹 號

昭和四年四月二日

火 曜 日

◇鳥取縣令第二十四號
自動車取締令施行規則左ノ通定ム

昭和四年四月二日

鳥取縣知事 久保 豊 四 郎

自動車取締令施行規則

第一章 通則

第二章 自動車構造裝置

第三章 車輛検査

第四章 自動車車庫

第五章 自動車運輸營業

第六章 自動車運輸營業者ノ義務

第七章 自動車運轉手

第八章 遵守事項

第九章 自動車運輸營業者組合

第十章 雜則

第一章 通 則

- 第一條 自動車取締令（以下單ニ取締令ト稱ス）及本令ニ依リ知事ニ差出スヘキ願届書ハ營業ニ關スルモノニ在リテハ營業所在地其ノ他ノモノニ在リテハ住所地所轄警察署ヲ經由スヘシ
- 第二條 未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ノ爲ス願届書ニハ其ノ法定代理人、保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス
- 第三條 自動車ハ三、六メートル以上ノ幅員ヲ有スル道路ニ非レハ通行スルコトヲ得ス。但「サイドカー」附自動自轉車及「オートフライヤー」ノ類ハ二、七メートル以上ノ幅員ヲ有スル道路ヲ通行スルコトヲ得
- 第四條 自動車ノ速度ハ市街地及人家稠密ノ場所ニ在リテハ一時間二〇キロメートルヲ超過スヘカラス
- 第五條 警察署長ハ危險豫防上必要アリト認ムルトキハ一定ノ地域ヲ限リ速度ヲ制限スルコトヲ得
- 第六條 取締令第六條第一項ノ規定ニ依リ自動車使用地ヲ變更シタルトキハ其ノ車輛番號及第七條第一項各號ノ事項ヲ具シ知事ニ届出テ検査證ノ書換ヲ受クヘシ
- 第七條 取締令第六條第二項ノ規定ニ依ル自動車承繼ノ届出ハ其ノ車輛番號、格納スヘキ車庫ノ位置及使用ノ別ヲ具シ双方連署ノ上（連署スルコト能ハサルトキハ其ノ事由附記）十日以内ニ之ヲ爲スヘシ
- 第八條 取締令第八條但書ノ規定ニ依リ自動車ヲ使用セシムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ出發地所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ

- 一、籍、住所、氏名及生年月日（注ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ代り氏名）
 - 二、車輛ノ名稱、種類、重量、全長及最大幅
 - 三、運轉ノ目的
 - 四、運轉ノ日時及道筋
- 前項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル者ハ運轉中其ノ許可證ヲ携帯シ且車輛ノ前後兩面略易キ箇所ニ運轉ノ目的ヲ記載シタル標板ヲ掲クヘシ
- 第八條 取締令第十一條ノ規定ニ依ル自動車使用廢止ノ届出ハ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ
 - 第九條 運轉手免許證ヲ有スル者ニ非レハ道路ニ於テ自動車ノ運轉ヲ爲スコトヲ得ス

第二章 自動車ノ構造裝置

- 第十條 自動車ハ取締令第四條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ構造裝置ヲ具備スルコトヲ要ス
 - 一、車輛ハ全長五、五メートル以下、最大幅一、八メートル以下タルコト
 - 二、音響器ハ二箇以上ヲ設備シ軟調ノ音ヲ發スルモノタルコト
 - 三、雨雪、泥濘ニ際シ泥土、汚水ノ飛散ヲ防止スヘキ適當ナル泥除器ヲ裝置スルコト
 - 四、前號ノ規定ニ依ル泥除器ハ高サ十五センチメートル、長サ車輛ノ直徑三分ノ二以上トシ且泥除器ノ最下端ハ路面ト五センチメートル以内ノ距離ヲ保ツヘキコト
 - 五、乗用自動車ノ車内ニハ相當光力ヲ有スル燈火ノ設備ヲ爲スコト
 - 六、乗用自動車ノ座席ハ一人ニ付幅員三六センチメートル以上タルコト
 - 七、營業用乗用自動車ニハ豫備「タイヤ」ヲ備フルコト
- 前項ノ外取締令必要ナル構造裝置ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十一條 「サイドカー」附自動自轉車又ハ「オートフライヤー」ノ類其ノ他特種ノ自動車ニ在

リテハ知事ノ承認ヲ受ケ取締令第四條ニ規定スル制動機、車輛前面ノ燈火各一箇及變速機並前條
第一項第三號乃至第七號ノ事項ヲ省略スルコトヲ得

消防自動車及牽引自動車(トラクター)ニ在リテハ知事ノ承認ヲ受ケ取締令第四條並前條ニ規定
スル構造裝置ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

第十二條 牽引自動車ニハ其ノ附隨車トシテ検査ヲ受ケ且積荷ノ容積、重量ノ指示ヲ受ケタル車輛
一輛ヲ附スルコトヲ得。但土地ノ情況ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ車輛二輛以上ヲ附スル
コトヲ得

前項附隨車ハ牽引自動車ノ車体ノ一部分ト看做ス

第十三條 自動車ニテ物ヲ牽引セムトスルトキハ其ノ目的、物ノ名稱及種類、容積、重量、員數、
日時及道筋並方法等ヲ詳具シ出發地所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ運輸中其ノ許可證ヲ携帯スヘシ

第十四條 自動車ノ車輛番號ハ様式第一號ニ依リ車体ノ前後兩面ノ各中央部ニ之ヲ標示スヘシ。但
車輛ノ構造上之ニ依リ難キモノニ在リテハ所轄警察署ノ許可ヲ受ケ其ノ標示ノ位置ヲ變更スルコ
トヲ得

第三章 車輛検査

第十五條 取締令第五條ノ規定ニ依リ自動車ノ検査ヲ受ケムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ願出ツヘシ

- 一、本籍、住所、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ住所、氏名)
- 二、使用ノ別
- 三、車輛ノ名稱、種類、重量、全長、取大幅

四、原動機ノ種類及馬力數

五、音響器ノ種類及箇數

六、燈火ノ種類、位置及箇數

七、乗客定員(家用及商品用ニアリテハ乗載定員又ハ積載定量)

八、製造所名及製造年月

九、格納スヘキ車庫ノ位置

検査ニ合格シタル自動車ニハ様式第二號ニ依ル検査證ヲ交付ス

検査證ハ運轉臺略易キ箇所ニ固定標示スヘシ。但車体ノ構造上之ニ依リ難キモノニ在リテハ當該
官吏ノ指示ニ從フヘシ検査證記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出テ其ノ書換
ヲ受クヘシ

第十六條 取締令第七條ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケムトスル者ハ車輛ノ番號、變更シタル部分ノ名稱
及變更ノ事由ヲ具シ願出ツヘシ

第十七條 營業用又ハ家用ノ爲メ自動車ヲ使用スル者ハ毎年四月及十月ニ於テ検査ヲ受クヘシ。
但必要ト認ムルトキハ臨時検査ヲ行フコトアルヘシ

前項ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケサル自動車ハ其ノ使用ヲ禁止スルコトアルヘシ
前項ノ規定ニ依リ使用ノ禁止ヲ命セラレタルトキハ五日以内ニ検査證ヲ返納スヘシ

第十八條 自動車ノ検査ハ其ノ都度日時及場所ヲ指定シテ之ヲ行フ
検査官吏ニ於テ必要アリト認ムルトキハ分解検査ヲ行フコトアルヘシ

検査ニ依リ生シタル損害ハ所有者ノ負擔トス

第四章 自動車車庫

第十九條 車庫ヲ設置セムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ。第二號、第三號及第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ又ハ増築、改築、移轉若ハ大修繕ヲ爲サムトスルトキ亦同シ

一、本籍、住所、氏名及生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ住所、氏名）

二、位置、坪數及格納スヘキ車輛數

三、構造仕様書

四、建物ノ平面圖（縮メートル三百分ノ一）竝建物ノ外方百メートル以内ノ狀況ヲ示シタル略圖

五、工事落成期日

前項ノ工事落成シタルトキハ知事ニ届出テ其ノ検査ヲ受ケタル上使用ノ認可ヲ受クルニ非レハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第二十條 車庫ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

車庫ヲ承繼シタルトキハ十日以内ニ双方連署ノ上（連署シ能ハサルトキハ其ノ事由附記）知事ニ届出ツヘシ

第二十一條 車庫ノ位置及構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ。但第一號ノ事項ハ土地ノ狀況ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ之ニ依ラサルコトヲ得

一、車庫ノ位置ハ之ニ面スル道路ノ幅員五、四メートル以上ノ場所タルヘキコト、但前面ノ空地ト道路ノ幅員トヲ加ヘテ五、四メートル以上ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

二、車庫ノ内面周壁ハ地上五尺迄ハ不燃質物ヲ以テシ、床ハ不滲透質物ヲ以テ之ヲ作り且完全ナル排水設備ヲ爲スヘキコト

第二十二條 車庫内ニハ適當ナル消火設備ヲ爲シ且安全ナル燈火ノ外火氣ヲ使用スヘカラス

第二十三條 車庫内ニ於テハ喫煙ヲ禁シ且賭易キ箇所ニ其ノ旨標示スヘシ

第二十四條 車庫ニシテ公安ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ特別ノ設備ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停止若ハ禁止スルコトアルヘシ

第五章 自動車運輸營業

第二十五條 取締令第十二條ノ規定ニ依リ運輸ノ業ヲ營マムトスル者ハ左記各號ノ事項ヲ具シタル願書正副二通ヲ作製シ（一定ノ路線又ハ區間ニ據サラルモノニ在リテハ第四號乃至第六號ノ事項ヲ除ク）知事ニ願出ツヘシ

一、本籍、住所、氏名及生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、定款及代表者ノ住所、氏名）竝商號

二、營業所所在地（支店及出張所等ヲ含ム）

三、營業ノ種別

四、營業路線又ハ區間（道路ノ種類、路線名、幅員及路線ノ總哩程記入）及圖面（陸地測量部發行ニ係ル五萬分一地圖）

五、停留所ノ位置及其ノ相互間ノ距離（前號ノ圖面ニ之ヲ明示スルコト）

六、發着時刻

七、運賃額

八、使用車輛ノ名稱、輛數及乘客定員又ハ積載定量

九、車庫ノ位置

前項第二號乃至第九號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第一項第一號ノ事項ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
 營業區域他府縣ニ涉ルモノニ在リテハ前三項ノ願書ノ宛名ハ關係地方長官連名ニテ提出スヘシ
 第二十六條 公益上必要アリト認ムルトキハ營業免許後ト雖前條第一項第四號乃至第八號ノ事項ニ對シ變更ヲ命シ若ハ取締上必要ト認ムル事項ノ遵守ヲ命スルコトアルヘシ
 第二十七條 取締令第十三條ノ規定ニ依リ營業ノ承繼ヲ爲サムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ雙方連署シテ(連署スルコト能ハサルトキハ其ノ事由附記)願出ツヘシ
 一、本籍、住所、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、定款及代表者ノ住所、氏名)
 二、營業ノ別(一定ノ路線又ハ區間ニ據ルモノニ在リテハ其ノ路線又ハ區間記入)及免許年月日
 三、承繼車輛數及其ノ車輛番號
 四、承繼ノ事由
 五、相續ノ場合ヲ除クノ外承繼ニ關スル契約書寫

第二十八條 營業者自ラ其ノ營業ヲ管理スルコト能ハサルトキハ管理人ヲ定メ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日並經歷ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ、之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
 管理人ニシテ不適當ト認メラルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ
 第二十九條 營業者死亡シ又ハ行衛不明トナリタルトキハ戸主又ハ家族、同居者、法人ニシテ解散シタルトキハ清算人ヨリ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
 第三十條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ル營業者ニシテ祭典其ノ他特別ノ事由ニ依リ臨時ニ營業路線、發着時刻又ハ運賃額ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ。但其ノ變更ノ期間ハ五日ヲ超ユルコトヲ得ス

第六章 自動車運輸營業者ノ義務

第三十一條 自動車運輸營業ノ免許ヲ受ケタル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス他人ニ名義ヲ藉シ又ハ委託シテ營業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第三十二條 營業者營業ヲ開始シタルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
 自動車運輸營業ノ免許ヲ受ケタル後正當ノ事由ナクシテ百二十日以内ニ營業ヲ開始セサルトキ又ハ營業開始後正當ノ事由ナクシテ引續キ休業九十日以上ニ及ヒタルトキハ營業ノ免許ハ其ノ効力ヲ失フモノトス

第三十三條 自動車運輸營業開始後五日以上引續キ休業セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ
 第三十四條 營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 一、營業所、停留所及車内賭易キ箇所ニ發着時刻表及運賃表ヲ掲ホスルコト
 二、名義ノ如何ニ拘ラス定額ヲ割引又ハ割増シタル運賃ヲ請求シ又ハ請求セシムヘカラサルコト
 三、濫リニ宿屋、料理屋若ハ其ノ使用人等ト提携シテ乗車ノ勸誘ヲ爲シ又ハ爲サシムヘカラサルコト

第三十五條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ル營業者ハ前條ニ規定スル事項ノ外左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 一、營業用乗用自動車ニハ運轉手及車掌ノ氏名標札ヲ車内賭易キ箇所ニ掲ケ且車輛ノ前面ニ先行ヲ示スヘキ標板ヲ掲クヘキコト
 二、濫リニ運轉ヲ休止シ又ハ發着時刻ヲ遲速スヘカラサルコト
 三、濫リニ乗客ノ爭奪ヲ爲シ又ハ爲サシムヘカラサルコト

第三十六條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ラサル乗用自動車營業者ハ第三十四條ニ規定スル事項ノ外左ノ

事項ヲ遵守スヘシ

- 一、一人當リノ運賃ヲ定メ乗車セシメサルコト
- 二、乗客ニ運賃ヲ分擔セシムルノ方法ニテ乗車ヲ勸誘スヘカラサルコト
- 三、前各號ノ外乗合自動車營業ニ紛ハシキ行爲ヲ爲ササルコト
- 第三十七條 貨物自動車ニハ貨物ノ運搬又ハ積卸ニ從事スル者カ運轉臺ニ乗ル場合ノ外乗車シ又ハ乗車セシムヘカラス。但特別ノ事由ニ依リ出發地所轄警察署ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第三十八條 乗合營業用自動車ニハ廣告物、看板等ノ類ヲ標示スヘカラス。但特別ノ事由ニ依リ所轄警察署ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
- 第三十九條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ル營業用乗合自動車ニハ車掌ヲ置クヘシ。但土地ノ狀況、車輛ノ構造ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケ運轉手ヲシテ車掌ノ職務ヲ兼ネシムルコトヲ得
- 第四十條 營業者車掌ヲ雇入レムトスルトキハ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ具シ履歷書及名刺形半身寫眞ヲ添ヘ所轄警察署ニ願出テ様式第三號ニ依ル免許證ヲ受クヘシ
車掌ハ滿十五歲以上ノ者タルコトヲ要ス
車掌免許證ノ記載事項ニ異動ヲ生シ又ハ之ヲ滅失、毀損シタルトキハ五日以内ニ所轄警察署ニ届出テ其ノ書換又ハ再交付ヲ受クヘシ
- 第四十一條 營業者ハ車掌ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事由ヲ具シ五日以内ニ所轄警察署ニ免許證ヲ返納スヘシ
- 一、第五十六條ノ規定ニ依リ免許ノ取消又ハ就業ヲ停止セラレタルトキ
- 二、解雇シ又ハ死亡シ若ハ行衛不明 ナリタルトキ

第七章 運 手

第四十二條 取締令第十五條第一項ノ規定ニ依リ運轉手免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ願出ツヘシ

- 一、本籍、住所、氏名及生年月日
- 二、免許證ノ種別及乙種ニ在リテハ運轉スヘキ自動車ノ名稱
- 三、履歷書（兵役關係ヲ有スルモノニアリテハ其ノ徵集年度、役種、兵種、官等級及所屬聯隊區名又ハ鎮守府名ノ記入ヲ要ス）
- 四、戶籍抄本
- 五、辨色力、視力及聽力ニ關スル醫師ノ診斷書
- 六、出願前六箇月以内ニ脱帽半身ニテ撮影シタル寫眞（縱五センチメートル横三、五センチメートル）二葉

前項ノ規定（第四號及第五號ヲ除ク）ハ取締令第二十條ノ規定ニ依ル就業地變更ノ届出ニ之ヲ準用ス

第四十三條 取締令第十六條ノ二ノ規定ニ依リ運轉手免許ノ有効期間滿了後仍引續キ運轉手タラムトスル者ハ前條第一項各號ノ事項ヲ具シ期間滿了前六箇月以内ニ願出ツヘシ

第四十四條 運轉手ノ試験ハ縣廳ニ於テ之ヲ施行ス、其ノ日時ハ其ノ都度受驗者ニ通知ス

試驗ニ合格シタルモノハ甲種ニ在リテハ様式第四號乙種ニ在リテハ様式第五號ニ依ル免許證ヲ交付ス

試驗ニ合格セサル者ハ受驗ノ日ヨリ二箇月ヲ經過スルニ非レハ更ニ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第四十五條 運轉手ニシテ免許證記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ五日以内ニ知事ニ届出テ其ノ書換

第八章 遵守事項

第四十六條 營業用自動車ノ運轉手、車掌ハ就業中左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一、洋服及靴ヲ用フルコト
 - 二、免許證ヲ有セサル者ニ自己ノ職務ヲ委託スヘカラサルコト
 - 三、警察官吏ノ求メアリタルトキハ免許證ヲ提示スヘキコト
 - 四、酒氣ヲ帶ヒ又ハ運轉中飲食、喫煙スヘカラサルコト
 - 五、老幼婦女又ハ病者、不具者、乗降ノ際ハ特ニ保護スヘキコト
 - 六、乗客降車ノ際ハ遺留品ノ有無ニ注意スヘキコト
 - 七、公衆ニ對シ強テ乗車ヲ勸誘シ又ハ名義ノ如何ニ拘ラス定額ヲ割引又ハ割増シタル運賃ヲ受クヘカラサルコト
 - 八、正當ノ事由ナクシテ發車ヲ拒ムヘカラサルコト
 - 九、定員外又ハ客席外ニ客ヲ乗車セシムヘカラサルコト、但十二歳未満ハ二人ヲ以テ一人ト看做シ四歳未満ハ定員ニ算入セス
 - 十、定量外ノ貨物ヲ積載スヘカラサルコト
 - 十一、客ノ乗降ヲ終リタル後ニ非レハ發車ノ信號ヲ爲シ又ハ發車スヘカラサルコト
 - 十二、夜間及隧道内ハ制規ノ燈火ヲ點シ規定ノ光力ヲ持續スヘキコト
 - 十三、第四十八條、第四十九條ノ規定ニ違反シタル者アルトキハ之ニ注意ヲ與ヘ尙肯セサルトキハ乗車ヲ拒絶スヘキコト
- 前ノ第二號乃至第四號、第九號、第十號、第十二號及第十三號ノ規定ハ自家用自動車ノ運轉手ニ

之ヲ準用ス

第四十七條 運轉手ハ就業中前條ニ規定ル事項ノ外左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一、道路取締令及道路取締令施行細則ノ規定ヲ遵守スヘキコト
 - 二、常ニ車輛ノ構造裝置ニ注意シテ危險防止ノ方法ヲ講スヘキコト
 - 三、運轉臺ヲ離ルヘカラサルコト、但已ムヲ得ス其ノ位置ヲ離レタルトキハ不慮ノ災害、不時ノ發車ヲ防クニ必要ナル措置ヲ爲スコト
 - 四、自動車二輛以上連續行進スルトキハ後車ハ前車ヨリ一八メートル以上ノ距離ヲ保ツヘキコト
 - 五、鐵道又ハ軌道踏切ニ差蒐リタルトキハ一旦停車シ支障ナク安全ナルコトヲ確メタル後ニ非レハ之ヲ通過スヘカラサルコト
 - 六、牛馬ニ近ツクトキハ速度ヲ緩メ恐怖セシメサル様注意スヘキコト、但牛馬驚奔シ又ハ其ノ虞レアルトキハ直ニ停車スルコト
 - 七、雨雪泥濘ノ際ハ泥除器ヲ設備シ且人家若ハ他人ニ迷惑ヲ及ボササル様注意スヘキコト
 - 八、行人其ノ他ニ對シ危險ノ虞アルトキハ徐行又ハ停車スヘキコト
 - 九、街角橋上其ノ他往來雜沓ノ場所ヲ通過スルトキハ絶ヘス音響器ヲ鳴ラシ徐行スヘキコト
 - 十、消防機械又ハ郵便車若ハ軍隊其ノ他隊伍及葬儀ニ行遭ヒタルトキハ其ノ進行ニ障礙ナキ様徐行又ハ停車若ハ避難スヘキコト
 - 十一、警察官吏ニ於テ舉手其ノ他ノ方法ニ依リ停車ヲ命シタルトキハ直ニ停車スヘキコト
- 第四十八條 營業用乗用自動車ノ乗車人ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ
- 一、火藥ヲ裝填シタル銃砲其ノ他同乘者ニ對シ危害ヲ與フルノ虞アル物ヲ携帯スヘカラサルコト
 - 二、運轉中ニ乗降シ又ハ客席外ニ乘リ若ハ肢體ヲ車外ニ出スヘカラサルコト

三、運轉中濫ニ運轉手ト對談スヘカラサルコト
 四、放歌、喧嘩シ其ノ他他人ノ迷惑トナルヘキ行為ヲ爲スヘカラサルコト
 第四十九條 左ニ掲クル者ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據ル營業用乗用自動車ニ乗ルコトヲ得ス
 一、泥酔者
 二、看守人ナキ精神病者
 三、傳染病、癩病、其ノ他乘客ニ厭惡ノ感ヲ起サシムヘキ疾病アル者
 四、惡臭ヲ發散シ其ノ他他人ノ迷惑ト爲ルヘキ物ヲ携帯スル者

第九章 組合

第五十條 營業者又ハ之ニ關係スル者ニシテ組合ヲ設ケムトスルトキハ一若ハ數郡市ヲ一區域トシテ
 同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ組合規約ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ、其ノ之ヲ變更セムトス
 ルトキ又ハ區域ニシテ特別ノ事情ニ依リ右ニ依ルコト能ハサルトキ亦同シ
 前項ノ組合ヲ設ケタル區域内ニ於ケル營業者ハ其ノ組合ニ加入セシテ營業ヲ爲スコトヲ得ス

第五十一條 前條ノ組合規約ニハ左ノ事項ニ關シ規定ヲ設クヘシ

- 一、組合ノ名稱及事務所所在地
- 二、組合ノ組織、業務及會議ノ方法
- 三、役員ノ權限、任期及選舉ノ方法
- 四、組合財産ノ管理、組合費用ノ徵收及收支方法
- 五、組合員ノ權利、及義務ニ關スル事項
- 六、入退會ニ關スル事項
- 七、契約者處分ノ方法

八、免狀變更及解散ノ方法

第五十二條 組合聯合會ヲ設ケムトスル時ハ前二條ノ例ニ依リ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第五十三條 組合又ハ組合聯合會ハ組合員中ヨリ其ノ代表者ヲ選定シ當廳ニ届出ツヘシ

第五十四條 組合又ハ組合聯合會ノ代表者ハ毎年四月二十日迄ニ前年度ニ於ケル事業報告書及收支決
 算書ヲ作り知事ニ届出ツヘシ

第五十五條 公益上必要アリト認メタルトキハ組合又ハ組合聯合會ノ解散、規約ノ變更又ハ役員ノ解
 任ヲ命スルコトアルヘシ

第十章 雜則

第五十六條 所轄警察署長ハ車掌ニシテ本令ニ違反シ又ハ就業上不適當ト認ムルトキハ其ノ就業ヲ停
 止シ又ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第五十七條 第九條、第十三條第一項、第十九條、第二十五條第二項、第三十條、第三十一條、第三
 十四條、第三十五條、第三十六條、第三十七條、第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十

九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第十條第二項、第十七條第二項、第二十四條、第二十六條ニ基ク
 命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第五十八條 第七條第二項、第十條第一項第一號乃至第五號及第七號、第十二條第三項、第十三條第
 二項、第十四條、第十五條第二項及第三項、第二十條、第二十二條、第二十三條、第二十五條第

三項、第二十八條、第二十九條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條
 、第四十五條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第五十九條 營業者又ハ家用自動車使用者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從事
 者ニシテ營業者又ハ家用自動車使用者ニ關スル本令ノ規定ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自

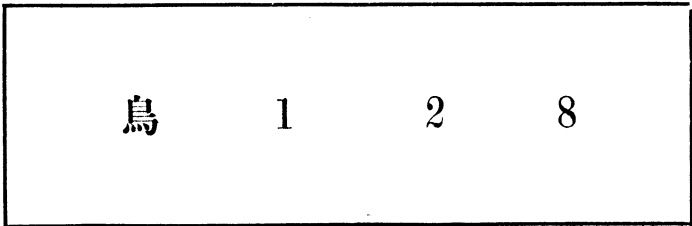
己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
 第六十條 本令ニ規定シタル違犯行為ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ第五十七條及第五十八條ノ例ニ照シ之ヲ罰ス。但情狀ニ依リ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

附 則

第六十一條 本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス
 第六十二條 本令施行ノ際現ニ検査ヲ受ケ使用中ノ自動車ニシテ第十條第一項ノ規定ニ適合セサルモノハ本令施行後六箇月以内ニ之ニ適合セシムヘシ
 第六十三條 本令施行ノ際現ニ使用中ノ自動車番號札ニシテ様式第一號ノ規定ニ適合セサルモノハ本令施行後一箇月以内ニ之ニ適合セシムヘシ
 第六十四條 本令施行ノ際現ニ車庫ヲ設置セル者ニシテ本令施行後二箇月以内ニ第十九條第一項第一號乃至第四號ノ事項ヲ具シ知事ニ届出テタル者ハ本令ニ依リ設置ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
 第六十五條 本令施行ノ際現ニ免許ヲ受ケ自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ム者ハ本令施行後二箇月以内ニ第二十五條第一項各號ノ事項（圖面ヲ除ク）ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ
 前項ノ營業者ハ本令ニ規定スル手續ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス
 第六十六條 大正八年二月鳥取縣令第五號自動車取締令施行規則及大正九年六月鳥取縣告示第八十三號自動車ヲ運轉シ得ヘキ道路及區域ノ件ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

様式 第一號

(金屬製)



- 一、番號ハ黒地ノ標板ニ白色ノ「鳥」ノ字及亞刺比亞數字ヲ以テ描キ車臺ニ固着セシムルモノトス
- 二、前面標示ノ文字ハ太サ一、八センチメートル幅「」字ヲ除ク外七センチメートル高サ九センチメートルトス
- 三、後面標示ノ文字ハ太サ二、四センチメートル幅「」字ヲ除ク外一〇センチメートル高サ一二センチメートルトス
- 四、特種ノ自動車ニ在リテハ文字ノ太サ及幅高サハ前二號ノ標準ノ三分ノ二迄縮少スルコトヲ得

様式 第三號 (用紙厚紙白色 縦一七センチメートル 横一〇センチメートル)

00019

第 號

年 月 日

表

自動車車掌免許證

本籍
住所

氏 名
年 月 日 生

裏

營業者

住所(法人ニ在リテハ事務所
所在地氏名又ハ法人ノ名稱)

第三號表前
一七七

00020

様式 第二號

(用紙厚紙 縦一八センチメートル 横一二センチメートル)

車輛檢査証

使用者住所氏名		使用ノ別		車 番	車 庫	位	
號		牌					積載定員
檢査回数		檢査年月日		鳥取縣		年 月 日	
第 回	年 月 日	第 回	年 月 日	第 回	年 月 日	第 回	年 月 日
第 回	年 月 日	第 回	年 月 日	第 回	年 月 日	第 回	年 月 日
第 回	年 月 日	第 回	年 月 日	第 回	年 月 日	第 回	年 月 日
第 回	年 月 日	第 回	年 月 日	第 回	年 月 日	第 回	年 月 日

00021

樣式 第四號 (用紙厚紙青色) 縱二〇、七センチメートル
横二二、五センチメートル
(表 面)

備
考

- 注 意
- 一、免許証ハ就業中之ヲ携帯スヘシ
 - 一、免許証ハ滅失又ハ毀損シタルトキハ願出再交付ヲ受クヘシ
 - 一、有効期間満了ノ際ハ其ノ六箇月前ヨリ再交付ノ取扱ヲ爲スニ付相當餘裕ヲ存シ願出ツヘシ
 - 一、免許証ヲ變造又ハ僞造シタル者ハ嚴罰ニ處セラルヘシ
 - 一、本籍住所氏名並兵役關係ニ異動ヲ生シタルトキハ其旨五日以内ニ庫出ツヘシ
 - 一、交通關係法規ノ違反ニ依リ處罰セラレタル時ハ必ス免許証ニ記入ヲ受クヘシ

第 號

甲種自動車運轉手免許證

鳥 取 縣

印

00022

考 備

徵集年度	役種	兵種	官等級	所屬聯隊	區名	又ハ	鎮守府名

寫 眞

明 治 年 月 日 生

本 籍 住 所

交 付 年 月 日 昭 和 限 有 効 期 限 昭 和 年 月 日

本 籍 所 住 異 動

違 反

處 分 年 月 日

屆 出 年 月 日 移 轉 先

取 扱 者 認 印

取 扱 者 認 印

(裏 面)

樣式 第五號 (用紙厚紙赤色) 橫縱一〇・七センチメートル
二・五センチメートル (表面)

備

考

注意

- 一、免許証ハ就業中之ヲ携帯スヘシ
- 一、免許証ハ滅失又ハ毀損シタルトキハ願出再交付ヲ受クヘシ
- 一、有効期間満了ノ際ハ其ノ六箇月前ヨリ再交付ノ取扱ヲ爲スニ付相當餘裕ヲ存シ願出ツヘシ
- 一、免許証ヲ變造又ハ偽造シタル者ハ嚴罰ニ處セラルヘシ
- 一、本籍住所氏名並兵役關係ニ異動ヲ生シタルトキハ其旨五日以内ニ届出ツヘシ
- 一、交通關係法規ノ違反ニ依リ處罰セラレタル時ハ必ス免許証關係ヲ受クヘシ

第 號

乙種自動車運轉手免許證

鳥 取 縣

印

裏面

本籍	寫真	徵集年度役種兵種官等級所屬聯隊區名、鎮守府名
遷出年月日	明 治 年 月 日 生	
先 轉 移		
取扱者認印		
本籍所任		
勤異所任		
違 反		
處分年月日		
違反事實		
處分官署		
取扱者認印		
項 事		
交付年月日	昭 和 年 月 日	
有効期限	昭 和 年 月 日	
本籍		
住所		
寫真		
役兵		
備 考		
自動車種類		

00025

鳥取縣令第二十五號

興行者組合規則ヲ左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和四年四月二日

鳥取縣知事 久保 豊 四 郎

興行者組合規則

- 第一條 本則ニ於テ興行者ト稱スルハ名義ノ何タルヲ問ハス一定ノ場所ニ於テ金錢ヲ徴シ演劇、活動
寫眞、演藝又ハ觀物ヲ公衆ノ觀覽若ハ聽聞ニ供スル行爲ヲ爲スモノヲ謂フ
- 第二條 興行者及ヒ興行場所所有者ニシテ組合ヲ設ケムトスルトキハ一警察署又ハ數警察署ノ區域ヲ一
區域トシテ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ組合規約ヲ定メ組合事務所々在地所轄警察署ヲ經由
シ知事ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第三條 前項ノ組合ヲ設ケタル區域内ニ於ケル興行者ハ其ノ組合ニ加入セスシテ興行ヲ爲スコトヲ得ス
- 第四條 前條ノ組合規約ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ
 - 一、組合ノ名稱及事務所々在地
 - 二、組合ノ目的、業務及會議ノ方法
 - 三、役員ノ權限、任期及選舉ノ方法
 - 四、組合員ノ權利義務ニ關スル事項
 - 五、入退會ニ關スル事項
 - 六、組合財産ノ管理及組合費用徵收並ニ收支方法
 - 七、違約者處分ノ方法
- 第五條 定款變更及解散ノ方法

00026

鳥取縣告示第八十八號

昭和四年三月中產婆名簿登錄並取消ヲ爲シタルモノ左ノ如シ
昭和四年四月二日

告 示

- 第四條 組合聯合會ヲ設ケムトスル時ハ二條ノ例ニ依リ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第五條 組合又ハ組合聯合會ハ組合員中ヨリ代表者ヲ選定シ當廳ニ届出スヘシ
- 第六條 組合又ハ組合聯合會ノ代表者ハ毎年四月二十日迄ニ前年度ニ於ケル事業報告書及收支決算書
ヲ作り當廳ニ届出スヘシ
- 第七條 公益上必要アリト認メタルトキハ組合又ハ組合聯合會ノ解散、規約ノ變更又ハ役員ノ解任ヲ
命スルコトアルヘシ

鳥取縣知事 久保 豊 四 郎

本籍 鳥取縣氣高郡千代水村大字安長五五四番地

住所 同上

昭和四年二月六日
登錄第五三〇號

西 川 壽 子

明治四十二年一月十七日生

本籍 鳥取縣岩美郡小田村大字小田一八七番地
住所 鳥取縣岩美郡本庄村大字本庄四九八番地

昭和四年三月六日
登錄第五三一號

西垣勝子
明四十二年三月十日生

本籍 鳥根縣美濃郡吉田村大字上吉田六八番地
住所 鳥取縣鳥取市西町四番地

昭和四年三月八日付鳥根縣美濃郡吉田村大字上吉田六十八番地ニ
轉住ニ付名簿取消方出願ニ對シ昭和四年三月十二日取消

水口コト

昭和四年四月二日印刷
昭和四年四月二日發行

(定價小口一枚參厘四毛)

發行者 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字吉海
印刷者 松江事務所鳥取支所